

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和6年6月5日
担当課	道路維持課

契約業者名・住所	株式会社六和建設工業・千葉県松戸市旭町3丁目846番地
工事等の名称	主要幹線2級市道7号外舗装補修工事
工事等の場所	松戸市新松戸七丁目221番地先外
種別	ほ装
工事等期間	令和6年6月6日から令和6年10月30日
契約金額	42,900,000円
工事等の概要	土工・・・一式、排水工・・・一式、舗装工・・・一式 附帯工・・・一式、仮設工・・・一式
随意契約の理由	<p>現在、道路建設課発注の主2-7号道路整備工事にて、橋の架橋を施工しており、地域住民との協議の中で、橋を含めた当該路線の供用開始時期を早めてほしいとの要望がありました。</p> <p>本工事は、橋の供用開始をするにあたり、沿道住民への騒音対策として当該路線の舗装を排水性舗装とする工事となります。</p> <p>主2-7号道路整備工事と本工事は施工及び工程において密接に関係しており、同一業者が施工することで、事情に精通し関係機関との調整が迅速に進められること、使用資機材の同一性があることなどから工期を短縮し、橋を含めた当該路線の供用開始時期を早めることができ、また工事費の削減も図ることができます。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項6号に則り随意契約を採用するものです。</p>